

研究開発設備等の供用及び協力に係る業務実施規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号。以下「研究機構法」という。）第14条第4項の規定に基づき国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第14条並びに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）第17条に規定する研究開発設備等の供用及び協力に係る業務の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 認定安定取引関係確立事業者 食品等持続的供給法第7条第1項に規定する認定安定取引関係確立事業者をいい、同法第6条第3項第2号に掲げる者を含む。
- 二 認定流通合理化事業者 食品等持続的供給法第8条第7項に規定する認定流通合理化事業者をいい、同条第3項に規定する措置を行う者を含む。
- 三 認定環境負荷低減事業者 食品等持続的供給法第9条第8項に規定する認定環境負荷低減事業者をいい、同条第3項に規定する措置を行う者を含む。
- 四 認定消費者選択支援事業者 食品等持続的供給法第10条第7項に規定する認定消費者選択支援事業者をいい、同条第3項に規定する措置を行う者を含む。
- 五 認定開発供給事業者 スマート農業技術活用促進法第14条第1項に規定する認定開発供給事業者をいう。
- 六 研究開発設備等 農研機構が保有する研究開発に係る設備等（施設、設備、機器、装置又はプログラムをいう。）及び土地をいう。
- 七 供用 食品等持続的供給法第14条第1項から第4項まで又はスマート農業技術活用促進法第17条第1項の規定に基づき研究開発設備等を認定安定取引関係確立事業者、認定流通合理化事業者、認定環境負荷低減事業者、認定消費者選択支援事業者又は認定開発供給事業者（以下「認定事業者」と総称する。）の利用に供することをいう。
- 八 協力 食品等持続的供給法第14条第5項又はスマート農業技術活用促進法第17条第2項の規定に基づき農研機構が認定事業者の依頼に応じて供用に係る業務の実施に関し行う専門家の派遣その他必要な協力をいう。

（他の規程との関係）

第3条 供用及び協力に係る業務の実施については、この規程の定めるところによるものとし、物品管理規程（13規程第51号）第21条並びに不動産管理規程（13規程第52号）第15条及び第16条の規定は適用しない。

（基本的な考え方）

第4条 農研機構は、研究機構法第14条第1項から第3項までに規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、供用及び協力に係る業務を行うことができる。

（約款の作成等）

第5条 理事長は、供用及び協力に係る業務の実施に関し、次の各号に掲げる事項を定めた約款をあらかじめ作成し、ウェブサイト等において公表する。

- 一 供用及び協力の実施の内容に関する事項
- 二 供用及び協力の実施の停止又は中止に関する事項
- 三 認定事業者が納付する利用料に関する事項
- 四 認定事業者が供用及び協力を受けることにより得た成果の取扱いに関する事項（知的財産権の対象となった場合の帰属を含む。）
- 五 認定事業者が供用及び協力を受けることにより得たデータの共有に関する事項
- 六 その他必要な事項

（実施の可否の決定等）

第6条 認定事業者は、供用及び協力を受けることを希望する場合には、別に定める申請書により農研機構に申請を行う。

- 2 理事長は、前項の申請があった場合には、その目的、内容、方法及び時期並びに当該申請に係る研究開発設備等の状況等について、第21条第1項に規定する研究開発設備等供用審査委員会に諮り、その結果を考慮して供用及び協力の実施の可否を決定する。理事長は、供用及び協力の実施を可とする場合には、その条件等を併せて決定する。
- 3 理事長は、前項の決定を行ったときは、別に定める決定通知書により、当該申請を行った認定事業者に速やかに通知を行う。
- 4 認定事業者は、前項の通知にて供用及び協力の実施が可とされた場合において、その条件等を含めてこれを受け入れるときは、別に定める決定受入書を農研機構に提出する。この決定受入書の提出をもって前条の約款に基づく契約（以下「契約」という。）が成立するものとする。
- 5 理事長は、第5条の約款の作成等、第2項の決定及び第3項の通知に関する権限を副理事長又は担当理事（研究推進を担当する理事及び事業開発を担当する理事に限る。以下同じ。）に委任することができる。

（総合窓口の設置）

第7条 農研機構は、前条第1項の申請その他認定事業者からの相談等に対応するため、本部スマート農業施設供用推進プロジェクト室に総合窓口を設置する。

(利用料の納付)

第8条 第6条第4項の決定受入書の提出を行った認定事業者（以下「利用者」という。）は、供用及び協力を受けることの対価として、農研機構に利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料の納付は、農研機構の経理責任者（会計規程（13規程第26号）第7条第1項に規定する経理責任者をいう。）が発行する請求書により、農研機構が指定する期日までに行うものとする。

3 第1項の規定に基づき農研機構に納付された利用料が利用者に返還されることはない。ただし、第11条第3項第1号の規定に基づき契約が解除された場合には、別に定めるところにより、利用料の全部又は一部が利用者に返還されることがある。

4 第1項の利用料の項目、算定基準等については、理事長の承認を得て、担当理事が別に定める。

(実施期間の延長)

第9条 利用者は、供用及び協力の実施期間を延長することを希望する場合には、当該実施期間が満了する日の14日前までに、別に定める実施期間延長申請書を農研機構に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第6条第2項、第3項及び第5項の規定は、前項の実施期間の延長について準用する。

(実施期間の短縮)

第10条 利用者は、供用及び協力の実施期間を短縮することを希望する場合には、当該短縮後の期間の最終日（以下「終了予定日」という。）の14日前までに、別に定める実施期間短縮申請書を農研機構に提出しなければならない。

2 前項の実施期間短縮申請書の提出があった場合には、これに記載された終了予定日をもって契約は終了するものとする。

(停止又は中止)

第11条 農研機構は、研究開発設備等の管理上の事由、天災地変その他やむを得ない事由等により供用及び協力の実施を継続することが困難となった場合には、別に定める停止通知書を利用者に通知することにより、供用及び協力の実施を停止することができる。

2 農研機構は、前項の供用及び協力の実施の停止の事由が解消された場合には、別に定める再開通知書を利用者に通知することにより、速やかに供用及び協力の実施を再開する。

3 農研機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定める中止通知書を利用者に通知することにより、供用及び協力の実施を中止することができる。この中止通知書による通知をもって契約は解除されたものとする。

一 前項の供用及び協力の実施の再開が長期間にわたり困難であると見込まれるとき。

- 二 食品等持続的供給法第7条2項（同法第8条第7項、第9条第7項又は第10条第7項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき利用者の活動計画の認定が取り消されたとき、又はスマート農業技術活用促進法第14条第3項の規定に基づき利用者の開発供給実施計画の認定が取り消されたとき。
- 三 契約に違反し、又は農研機構の信用を失墜させるなど、利用者に信頼を損なう行為があったと認められるとき。
- 四 利用者が破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けたとき。
- 五 利用者が銀行取引停止処分を受け、又は支払停止に陥ったとき。
- 六 利用者が仮差押命令又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

（原状回復）

第12条 利用者は、契約が終了し、又は前条第3項の規定に基づき契約が解除された場合には、農研機構が指定する期日までに当該研究開発設備等の原状回復を行った上で、農研機構に返納しなければならない。

（報告書の提出）

- 第13条 利用者は、自らが受けた供用及び協力の状況等を、別に定める報告書に記録しなければならない。
- 2 利用者は、契約が終了し、又は第11条第3項の規定に基づき契約が解除された場合には、速やかに前項の報告書を農研機構に提出しなければならない。

（諸規程の遵守等）

- 第14条 利用者は、供用及び協力を受けるに当たり、農研機構が定める諸規程を遵守しなければならない。
- 2 利用者は、供用及び協力を受けるに当たり、研究開発設備等ごとに定める遵守事項及び当該研究開発設備等の管理を担当する農研機構職員の指示に従わなければならない。
- 3 利用者は、供用及び協力を受けている間に知り得た農研機構の業務上の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。契約が終了し、又は第11条第3項の規定に基づき契約が解除された後においても、同様とする。

（労働災害の防止等）

第15条 利用者は、供用及び協力を受けるに当たり、労働災害の防止並びに労働者の安全及び健康の確保に努めなければならない。

（研究開発設備等の防火、防災等）

- 第16条 利用者は、供用及び協力を受けるに当たり、研究開発設備等の防火及び防災に努めなければならない。
- 2 利用者は、供用及び協力を受けている間に事故、緊急事態等が発生した場合には、速やかに農研機構に報告しなければならない。

（許可申請、届出等）

第17条 利用者は、供用及び協力を受けるに当たり、法令、条例及び地方公共団体の規則に定めのある必要な許可申請、届出等を行わなければならない。

（研究開発設備等の修復等）

第18条 利用者は、研究開発設備等を損傷し、汚損し又は農研機構の建物等の環境を害した場合には、農研機構の求めに応じて、その修復又は金銭による賠償をしなければならない。

（免責）

第19条 農研機構は、供用及び協力の実施に伴い発生した事故、事件等に起因して利用者又は第三者に生じた損害について、自らの故意又は重大な過失による場合を除き、損害賠償責任を含む一切の責任を負わないものとする。

2 農研機構は、第11条第1項の規定に基づく供用及び協力の実施の停止又は同条第3項の規定に基づく供用及び協力の実施の中止により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（製造物責任）

第20条 農研機構は、利用者が供用及び協力を受けて製造した製造物及びその製造方法に起因して第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 利用者が供用及び協力を受けて製造した製造物及びその製造方法に起因して農研機構に損害が生じた場合には、当該利用者はこれを賠償しなければならない。

（研究開発設備等供用審査委員会の設置等）

第21条 農研機構は、この規程に基づく供用及び協力の実施に関し必要な事項を審議するため、研究開発設備等供用審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- 一 農研機構の保有する研究開発設備等の供用及び協力の実施の可否に関すること。
- 二 研究開発設備等の供用及び協力を行う場合の条件等に関すること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（情報システムによる手続）

第22条 この規程に基づく申請、通知等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、当該手続の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該手続の相手方に到

達したものとみなす。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、供用及び協力に係る業務の実施に関し必要な事項は、理事長又は担当理事が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7.2.3 06-21規程第185-1号）

この規程は、令和7年2月3日から施行する。

附 則（令和7.9.8 07-10規程第185-2号）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。